

戦後70年、

平和の尊さを伝える

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」

昭和20（1945）年8月15日の太平洋戦争が終わってから70年が経過しようとしている。戦争を体験している人は年々少なくなり、当時の話を身近で聞くという機会もほとんどなくなりました。とはいえ、現在の平和な日本があるのは、過去の歴史をなくしては考えられないものです。

戦争の記憶が風化していく中、私たちは二度と同じ過ちを繰り返さないよう、戦争の恐ろしさ、悲しさを次世代へ受け継がなければなりません。終戦記念日を迎えるにあたり、ご家庭でも戦争について話す機会を設けてみてはいかがでしょうか。



役場設置の「非核・平和の町」宣言看板

非核・平和の町 大河原

大河原町では、核兵器の廃絶と平和を求める「非核・平和の町」宣言を行っています。

これは、昭和61（1986）年3月、「原水爆禁止を求める町民の会」が中心となり、町に「非核・平和都市宣言」をするよう求め、町議会で同年3月定例会において可決しました。町では、役場敷地内に「非核・平和の町宣言」の立て看板を設置しているほか、町のホームページに全文（下記）を掲載するなどして宣言の啓発を行っています。

その後、この宣言運動は世界に広がり、日本では、平成27年7月1日現在で1587の自治体が宣言を行っています。

また、その他の取り組みとして平成25年1月に「平和市長会議」への加盟、同年4月には「日本非核宣言自治体協議会」への加盟など、非核・平和運動に参加しています。

大河原町「非核・平和の町」宣言

世界の恒久平和と安全を実現することは人類共通の念願であります。地球上では今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として全世界の人々に核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再び地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはなりません。

大河原町は、我が国の非核三原則を国是とする「造らず、持たず、持ち込ませず」を完全に実施させることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器廃絶を求めていきます。

大河原町は、行政の及ぶ地域内を「非核・平和の地域」として、我が町の将来を背負う子供達の未来が、永遠に戦争のない平和な社会であるように、大河原町「非核・平和の町」を宣言します。（昭和61年3月20日）



「原爆と人間展」パネル展

町では、終戦記念日を迎えるにあたり、「原爆と人間展」パネル展を次の日程で開催いたします。

〔開催期間〕

平成27年8月11日①から19日②まで
※但し、土日は閉場

〔開催時間〕

午前8時30分から午後5時まで

〔開催場所〕

役場正面玄関ホール

戦争の恐ろしさを一人でも多くのかたに理解していただき、子供達の未来も平和であるよう、後世へ受け継ぐためにも、ぜひ、ご家族そろってご来場ください。

◎総務課（☎5312111）

10月1日に国勢調査を実施します!!

一人一人が主役となり、未来へつながる大事な調査です。



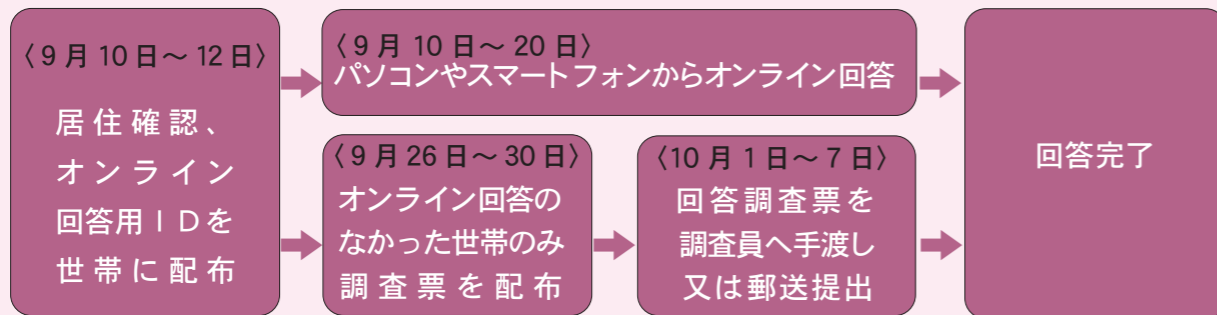
国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、調査員が皆さんのお宅へ調査書類を配布し、調査への協力を依頼するものです。前号に引き続き、このコーナーでは、この調査についてよく寄せられる質問にお答えします。

●今回の国勢調査は前回と何が変わっている点がありますか？

今回の国勢調査は、できるだけ回答しやすく、提出しやすい調査とするためオンライン調査の全国展開を行います。

これまでは、調査員が調査票を配布し回収する調査方法でしたが、今回はパソコンやスマートフォンからインターネットで回答し調査完了となる、「オンライン先行方式」という調査方法を取り入れます。回答可能期間内であれば、いつでもどこでもお好きな時間に回答することも可能です。9月10日から調査員がインターネット回答用IDなどを配布しますので、ぜひご利用ください。

なお、インターネットで回答のなかった世帯には、9月下旬に調査票を配布します。調査票は記入後、調査員へ手渡しするか郵送で提出となります。



●町内の人々が調査対象であれば、住民基本台帳で調べれば済むのでは？

国勢調査は実際に居住している人が対象です。住民登録はしていないが住んでいる人、長期出張でも住所を動かしていない人などは、住民基本台帳では把握できません。

また、住民票には氏名、生年月日、性別、住所など情報が限定されています。職業別、就業者数、昼間人口、夜間人口、住居形態、従業地・通学地など、生活実態を把握するためには国勢調査を実施する必要があります。その統計により、地域のまちづくりや防災対策、福祉対策などの行政施策をはじめ、社会経済の発展、学術・教育など各方面で幅広く利用されることとなります。

【注意】「国勢調査」をかたった不審な電話や訪問にご注意ください!!

国勢調査は、平成27年10月1日現在を基準として行われます。国勢調査の調査員が世帯を訪問するのは、9月以降になります。それ以前に国勢調査の調査員が世帯を訪問することはありません。

また、国や地方公共団体の職員、統計調査員などが皆さんに対し、電話や電子メールで統計調査の依頼をしたり、個人や世帯の情報を調査することは絶対にありませんのでご注意ください。

※但し、調査後にご回答いただいた内容の不明な部分の確認や、調査依頼をして期限までにご回答いただけない場合などは、お電話をすることがあります。